

## 学位論文審査の結果の要旨

1. 申請者氏名	岡山万里
2. 審査委員	主査：(岡山大学 教授) 高橋 敏之 副主査：(兵庫教育大学 教授) 名須川知子 委員：(岡山大学 教授) 渡邊 満 委員：(兵庫教育大学 教授) 橋川喜美代 委員：(鳴門教育大学 教授) 田村 隆宏
3. 論文題目	美術館における幼児期の鑑賞体験とその援助
4. 審査結果の要旨	<p>先端課題実践開発専攻先端課題実践開発連合講座 岡山万里 から申請のあった学位論文について、兵庫教育大学学位規則第16条に基づき、下記のとおり審査を行った。</p> <p>論文審査日時：平成26年2月11日(火) 15時25分～15時55分</p> <p>場所：岡山大学教育学部東棟3階保育内容実験室</p> <p><b>1. 学位論文の構成と概要</b></p> <p>第1章 美術館における幼児期の鑑賞体験に関する諸問題と研究の課題</p> <p>第1節 生涯学習社会における博物館の重要性和幼児期の美術館利用</p> <p>第2節 幼児期の美術鑑賞に関わる先行研究</p> <p>第3節 研究の目的と方法、論文の構成と用語の統一</p> <p>第2章 美術館における幼児期の鑑賞体験の事例研究</p> <p>第1節 大原美術館の教育活動と幼児対象プログラム</p> <p>第2節 言語を通じた鑑賞</p> <p>第3節 制作を通じた鑑賞</p> <p>第4節 美術館を知る活動</p> <p>第5節 幼児対象プログラム経験者への聞き取り調査</p> <p>第3章 美術館における幼児期の鑑賞体験の意義と望ましい援助</p> <p>第1節 美術館における幼児期の鑑賞体験の意義</p> <p>第2節 美術館における幼児期の鑑賞体験の望ましい援助</p> <p>第3節 美術館における幼児期の鑑賞体験の普及と今後の課題</p> <p>文献一覧</p>

本論文は、生涯学習社会において人々が美術館を有効に活用しながら学び続けるために、幼児期に美術館で鑑賞する意義と、幼児期の子どもが美術館で鑑賞する際の望ましい援助について論述するものである。

第1章では、幼児期の美術鑑賞に関わる諸問題を検討し、課題を明確にした。第1節では研究の背景として、生涯学習社会における美術館を含む博物館の重要性と、幼児の美術館利用に関わる諸問題を、文献やデータをもとに検討した。第2節では、幼児期の美術鑑賞に関わる先行研究を概観した。倉橋惣三以来、幼児のための芸術教育には関心が持たれているが、幼児期の美術鑑賞について十分な研究や実践がなされていないのが現状である。現在確認できる先行研究から、本論文と関連あるものを概観した。第3節では、研究の目的と方法について述べるとともに、本論文の構成を示し、全体像を明らかにした。

第2章では、岡山県倉敷市の大原美術館で行われている幼児対象プログラムをもとに、事例研究を行った。第1節では、大原美術館の成り立ちと同館が行っている教育普及活動の概要、幼児対象プログラムの概要と特徴について論述し、同プログラムを事例とすることの妥当性を示した。第2節では、言語を通じた鑑賞である絵画鑑賞プログラム「対話」、彫刻鑑賞プログラム「対話」、絵画鑑賞プログラム「お話作り」について、次のように考察した。(1)絵画鑑賞プログラム「対話」で、職員からの発話は、幼児に対する人的環境からの言語的応答であると同時に、絵画という物的環境からの応答に代わるものとなる。(2)彫刻鑑賞プログラム「対話」における職員からの発話は、絵画鑑賞プログラム「対話」と同様、幼児に対する職員と作品からの応答であることに加え、彫刻の物的応答性を引き出すものとなる。(3)絵画鑑賞プログラム「お話作り」で、幼児は、絵画から物語を作ることを通し、生活体験と想像力を加味しながら能動的に絵画鑑賞をする。第3節では、制作を通じた鑑賞である、絵画鑑賞プログラム「模写」、彫刻鑑賞プログラム「模刻」「自由制作」について、次のように考察した。(1)幼児は「模写」を通じ作品と対峙し、内容物の確認のみならずその表現様式や絵画の構成諸要素を認識する。(2)彫刻鑑賞プログラム「模刻」「自由制作」では、制作の過程において、鑑賞すると同時に、彫刻の構成要素を再現することの困難さを体験することから、彫刻という表現形態の特質の一部に気付く。第4節では、美術館を知る活動である「全体鑑賞」「美術館探検」について、次のように考察した。(1)「全体鑑賞」で、幼児は、体感などを通じ、直接的に美術館と触れ合う。このような体験を通じ、美術館へ親しみを持つ。(2)「美術館探検」で、幼児は、「探検」という演出を通じ、幼児なりに美術館の機能を理解し、美術館に親しみを持つ。以上のような体験から、繰り返し訪れたいという将来へ繋がる美術館との関わりの端緒を得る。第5章では、幼児対象プログラムを経験した児童生徒らへの聞き取り調査を通して、次のように考察した。プログラムの記憶は断片的なものに留まるが、美術館という場で原作品を見ることでしか得られない諸要素と共に記憶され、美術館への親しみに繋がっている。

第3章では、研究の総括として、第2章での事例研究をもとに、美術館における幼児期の鑑賞体験の意義と望ましい援助について、総合的に考察し論述した。第1節では、意義について、次のように論述した。美術館で鑑賞する独自性は、美術館固有の要素、すなわち建築物としての固有の要素、キュレーション、原作品しか持ち得ない要素に触れることである。既成概念から自由である幼児期に、美術館固有の要素に触れることに意義がある。第2節では、望ましい援助について、次のように論述した。援助は、[1]幼児が美術作品や美術館と、遊びにより多様な仕方で応答し合えるものであり、その応答の中で[2]思考を巡らすことができるもの、[3]想像力を発揮できるもの、[4]体を使うもの、[5]友達と共有・協力できるものが望ましい。第3節では、美術館における幼児期の鑑賞の普及と、研究の今後の課題について論述した。普及のために、保育者養成段階において幼児期の鑑賞の意義と援助方法を理解すること、また美術館職員が同じく意義と援助方法を理解することを提案した。

## 2. 審査経過

本論文の主要部分は、6編の査読付き学術論文として『大学美術教育学会誌』（第一著者、大学美術教育学会、2009・2010）、『美術教育学』（第一著者、美術科教育学会、2009・2010）、『美術教育』（第一著者、日本美術教育学会、2009・2010）の全国学会誌に掲載され、学術的評価を得ている。したがって、それらの内容についての審査は触れるにとどめた。5名の審査委員が留意して討議した諸点は、以下の通りである。

**(1) 研究目的と論文構成の整合性について：**本論文は、美術館において幼児が原作品を鑑賞する意義とその際の望ましい援助方法について、明らかにすることを目的としている。論文構成は、この目的に沿って、幼児対象鑑賞プログラムを継続して行っている大原美術館（岡山県倉敷市）の幼児対象プログラムを事例に、絵画や彫刻など鑑賞対象に応じて実施されている諸活動を、言語を通じた鑑賞、制作を通じた鑑賞、美術館を知る活動に分類し、それぞれオリジナルデータに基づき実証的に研究している。したがって、研究目的に整合する妥当な論文構成になっていると認められる。

**(2) 先行研究の概観と考察に使用された資料の扱いについて：**本論文は従来にないものであるが、先行研究の中から、幼児の芸術教育や、幼児期の美術鑑賞及び美術館利用について関連するものを取り上げ、それらを整理することで、本論文の独自性を明確にしている。考察では、大原美術館で1993年度から2006年度までに行われた1122回の幼児対象プログラムの記録を用い、各節で焦点を当てたそれぞれの活動について、最も特徴が現れている事例を、客観性に配慮しながら取り上げている。よって、研究資料の質・量、扱い方ともに、学位論文の水準にあると判断できる。

**(3) 分析と考察における客観性及び論理的な文章表現について：**幼児対象プログラムの記録は、特定の観点から収集されたものではない。それらを客観性に配慮しながら分類し、それぞれの活動の特徴を明らかにしている。論の運び方は明快であり、考察を通して得られた結果から、納得がいく合理的な結論を導くことができている。

**(4) 教育実践学の学位論文としての独創性及び発展性について：**幼児が美術館を利用するためには、周囲の大人の介在が不可欠である。本論文では、幼児と美術館を繋ぐために重要な役割を果たすのは、特に保育者と美術館職員であると捉え、両者にとって実践が可能であるように、方法を明らかにしている。具体的事例を挙げながら、それらの本質的要素を明らかにしており、普遍的な実践を可能にしている。これらの点に、独創性が認められ、今後の教育実践での発展が期待できる。

**(5) 学位に学校教育学を付記する根拠としての学校教育実践への貢献について：**本論文では、生涯学習社会において美術館を有効に活用しながら、生涯にわたり学び続けることが視野に入れられている。生涯学習は、家庭教育、学校教育、社会教育を含む学びの総体であることを考慮すれば、社会教育機関である美術館に、学校教育を受けている時期に出会っておくことは重要であり、子どもと美術館の邂逅を企図することは、学校教育の役割の1つと言える。その点で、美術館で幼児期に鑑賞することの意義とその望ましい援助方法を明らかにした本論文は、学校教育実践に貢献する成果が認められる。

## 3. 審査結果

以上により本審査委員会は、岡山万里の提出した学位論文が博士（学校教育学）の学位を授与するにふさわしい内容であると判断し、全員一致で合格と判定した。